

碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定について

● 都市計画マスタープラン

- 都市計画法（第 18 条の 2）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。
- 市町村が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。
- 都市計画では、土地利用の規制・誘導や道路・公園などの都市施設の整備などを進めますが、これらは都市計画マスタープランに即して行う必要があります。

● 緑の基本計画

- 都市緑地法（第 4 条）に基づいて定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。
- 市町村が、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と施策などを定めるものです。

● 計画改定の趣旨

- 碧南市の都市計画マスタープラン・緑の基本計画は、ともに平成 32 年を目標年次として、平成 22 年 3 月に策定されました。
- 目標年次を迎えるにあたり、将来の人口や社会・経済情勢の見通しに的確に対応し進化と発展を続ける持続可能な都市づくりを目指し、計画の見直しを行うものです。
- 本計画の見直しにあたり、愛知県が見直しを進めている「西三河都市計画区域マスタープラン」および「広域緑地計画」との整合にも配慮します。

● 計画改定の主なスケジュール

	愛知県	碧南市	
	都市計画区域マスタープラン	都市計画マスタープラン	緑の基本計画
H28年度	●愛知の都市づくりビジョン 策定・公表（H29.3）		
H29年度	●原案の作成 ↓	●全体構想（案）の作成 ↓	●目標・基本方針（案）の作成 ↓
H30年度	●公聴会の開催 ↓	●都市計画審議会	●都市計画審議会
	●県案の作成 ↓	●地域別構想（案）の作成 ↓	●施策方針（案）の作成 ↓
	●案の縦覧 ●都市計画審議会 ●告示（予定）	●都市計画審議会	●都市計画審議会
H31年度		●計画（案）の作成 ↓	●計画（案）の作成 ↓
		●パブリックコメント ●碧南市都市計画審議会 ●公告 H31 上半期（予定）	●パブリックコメント ●碧南市都市計画審議会 ●公告 H31 上半期（予定）

● 愛知の都市づくりビジョン（H29.3）の概要

- 人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、概ね20年後を見据えた、愛知県の都市計画の基本的な方針となるものです。
- 「愛知の都市づくりビジョン」は、県をはじめ、県内市町村、県民、民間企業等の様々な主体が取り組むべき共通の考え方・方向性を示すものです。
- 愛知県では、「愛知の都市づくりビジョン」に基づき、都市計画区域マスタープランの見直しを進めています。

愛知の都市づくりビジョン

～都市計画の基本的方針～

【概要版】

- 人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、概ね 20 年後を見据えて本県の都市計画の基本的方針となる『愛知の都市づくりビジョン』を策定
- 本ビジョンは、本県をはじめ県内の各市町村、県民、民間企業等の様々な主体が取り組むべき共通の考え方・方向性を示すものであり、都市計画の運用にあたっては、本県と各市町村が適切な役割分担・協力のもとに進めていくことが必要

本ビジョンの構成

第1章 愛知を取り巻く状況

愛知県の都市計画のあゆみ及び都市づくりの現状と課題を整理しました。

第2章 都市づくりの理念・基本方向

都市づくりの理念及び都市づくりの基本方向を定めました。

第3章 都市計画区域等の指定

都市計画区域及び準都市計画区域の指定について記載しました。

第4章 主な都市計画の基本的考え方

都市づくりの理念・基本方向を踏まえ、都市計画区域マスタープラン、土地利用及び都市施設・市街地開発事業・自然的環境について基本的な考え方を記載しました。

第1章 愛知を取り巻く状況

都市づくりの現状と課題

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ①人口減少・超高齢社会の到来 | ⑧全国のモノづくりの中核を担う産業集積 |
| ②地域により異なる人口動向 | ⑨全国有数の農業県 |
| ③比較的低密度な市街地の広がりと中心市街地の空洞化 | ⑩全国的な大規模災害の発生と南海トラフ地震による災害リスク |
| ④低い公共交通利用率と公共交通サービスの低下 | ⑪交通事故の発生 |
| ⑤加速するインフラ老朽化 | ⑫森林、農地など自然環境の減少 |
| ⑥広域交通体系の充実 | ⑬地球温暖化の進行 |
| ⑦観光交流の拡大 | |

第2章 都市づくりの理念・基本方向

都市づくりの理念

時代の波を乗りこなし、元氣と暮らしやすさを^{はぐく}育みつづける未来へ

都市づくりの基本方向

基本方向① 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換

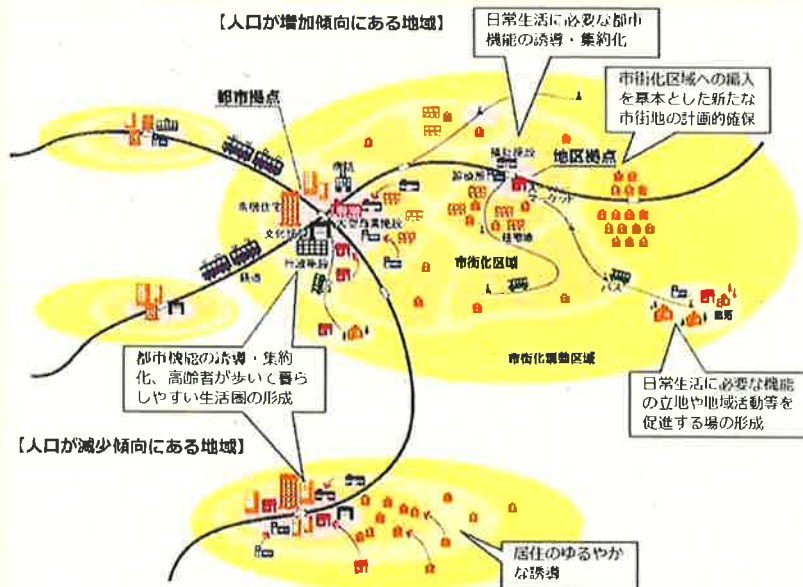
- ◆人口減少・超高齢社会においても、日常生活に必要なサービスが身近に享受できる暮らしやすさを支えるため、都市ごとの特性を踏まえつつ、集約型都市構造への転換を図ります。
- ◆集約型都市が公共交通などの交通軸により結ばれた多核連携型のネットワークの形成・充実を図り、地域活力の向上に繋げていきます。

【主な施策の考え方】

- 区域区分の適切な運用による低密度な市街地拡大の防止
- 都市構造の再構築に向け、拠点・地区を明確化
- 立地適正化計画制度等の活用による居住の誘導、都市機能の誘導
- 人口や世帯数が増加傾向にある地域における新たな市街地の計画的な確保
- 市街化調整区域における生活利便性やコミュニティの維持
- 子どもを安心して産み育てられる社会の実現に向け、子育て支援施設等の誘導・配置
- 効率的な都市経営の視点も踏まえた都市施設の配置 等



図 都市ごとの特性を踏まえた集約型都市構造のイメージ



基本方向② リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進

- ◆リニア開業に向け都市機能の高次化・強化を図るとともに、地域特有の産業、歴史・文化資源、豊かな自然資源などを活かした地域づくりを進めることにより、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を図ります。
- ◆本県が有する空港、港湾などの機能や県内外を連携する広域交通網を最大限活用するとともに、県内都市間、都市内における新たな交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を図ります。

【主な施策の考え方】

- 空港・港湾の機能強化の促進、国際交流を支える都市機能の立地誘導や基盤整備
- リニア開業に向けた高次都市機能のさらなる立地誘導
- 特色ある歴史・文化資源や豊かな自然資源等の活用
- 県内外の広域幹線道路ネットワークの整備促進 等



基本方向③ 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進

- ◆新たな産業用地の確保、生産性の高い優良農地の保全を図り、将来にわたって力強い愛知を支えるさらなる産業集積を推進します。
- ◆広域幹線道路ネットワークの整備とともに、産業集積地へのアクセス道路の整備等を進め、経済活動の効率性の向上や生産力の拡大などを図ります。

[主な施策の考え方]

- 都市型産業の集積を高める土地の有効活用・高度利用
- 既存産業、次世代産業の展開に向けた新たな工業用地の計画的供給
- 既存の工業地や新たな産業用地へのアクセス性向上
- 適切な土地利用の規制・誘導による優良農地の保全 等



基本方向④ 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保

- ◆発生が懸念される南海トラフ地震や近年の風水害・土砂災害の頻度・激甚化等を踏まえ、防災・減災に資する施設整備や密集市街地の改善を図ります。
- ◆誰もが安全安心に移動できる都市空間の形成に向けて、交通安全対策や歩行経路のバリアフリー化などを推進します。

[主な施策の考え方]

- 防災・減災を考慮した土地利用
- 事前復興まちづくりの取組等による速やかな復興への備え
- 避難・延焼遮断空間となるオープンスペースの確保や密集市街地の改善
- 誰もが安全安心に移動できる都市空間の形成 等



基本方向⑤ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進

- ◆まとまりある森林、農地の保全を図るため、無秩序な開発を抑制するとともに、市街地では、防災空間やオープンスペースの確保、都市農業の多様な機能の発揮等により、良好な都市環境の形成を図ります。
- ◆自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化や緑地の保全・緑化の推進などを総合的に実施し、都市部における低炭素化を推進します。

[主な施策の考え方]

- 適切な土地利用の規制・誘導による農地等の緑地の保全
- 生態系ネットワーク形成による豊かな生物多様性の確保
- 再生可能エネルギーの導入、建築物の低炭素化 等



第3章 都市計画区域等の指定

都市計画区域

通勤や買物などの日常生活圏を基本に人々の生活に密接に関連する公共サービス区域を考慮し、名古屋、尾張、知多、豊田、西三河及び東三河都市計画区域の6つの都市計画区域を引き続き指定します。

準都市計画区域

新東名高速道路の新城インターチェンジ開通による無秩序な開発を防止し、集落地の生活環境や自然環境を保全するため、新城長篠準都市計画区域を引き続き指定します。

図 都市計画区域・準都市計画区域の指定状況



第4章 主な都市計画の基本的考え方

都市計画区域マスタープラン

都市計画区域ごとに異なる自然・地理的条件や人口動態、広域交通体系の整備状況、産業集積の状況など地域特性に十分配慮し、都市計画区域マスタープランに以下の内容を記載します。

①都市計画の目標

各区域の特性を踏まえた「都市づくりの基本理念」、概ね 20 年後の目指すべき「将来都市像」、第2章に記載した 5 つの「都市づくりの基本方向」ごとの目標

②区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定める際の方針

区域区分の有無、区域区分の変更にあたっての基本方針、目標年次における市街化区域の規模

③主要な都市計画の決定等の方針

区域ごとの目標の達成に向け土地利用・都市施設・市街地開発事業等に関する都市計画の決定等の方針、概ね 10 年以内に優先的に整備する予定の施設等

土地利用

(1) 土地利用の基本的考え方

「都市づくりの基本方向」を踏まえ、以下に基づき、土地利用を計画的に進めていきます。

①暮らしやすく環境に配慮した土地利用の推進 ②地域のポテンシャルを活かした土地利用の促進

③安全安心な生活を支える土地利用の実現

(2) 都市計画区域における土地利用方針

- 市街化区域において街なか居住や中心市街地への機能集積の促進及び産業の立地を促進する工業地の形成、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制・誘導、緑地や水辺等の保全・農地の維持 等
- 市街化調整区域において無秩序な開発を抑制し、防災面や自然環境、農林漁業との調和を保ちつつ土地利用の保全、農村集落等の地域コミュニティの維持、必要に応じ産業用地の供給

(3) 準都市計画区域における土地利用方針

- 良好な居住環境の維持・保全、集落地等での工業系土地利用の抑制、生活に密着した利便施設以外の商業施設の立地の抑制

都市施設・市街地開発事業・自然的環境

(1) 都市施設の基本的考え方

- 広域交通ネットワークの最大限の活用と質の高い交通環境の形成・充実、公共交通結節点の機能強化・充実、災害に強い交通体系の構築 等
- 都市の環境、景観、防災性の向上に資する都市公園の整備、都市公園を拠点としたネットワークの形成、対流・ふれあいの創出に資する都市公園の配置・整備
- 下水道整備の積極的推進、河川の整備、河川管理施設の機能強化 等

(2) 市街地開発事業の基本的考え方

- 自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進、良質な住宅地や工業地の供給促進、民間活力を最大限に活用した都市機能の更新

(3) 自然的環境の整備又は保全の基本的考え方

- 市街地内及び周辺における農地や樹林地、水辺など身近な自然環境の整備・保全、自然的環境インフラネットワークの形成 等

問い合わせ先 愛知県建設部都市計画課 企画・調査グループ

〒460-8501（住所記入不要）

電話 052-954-6516 FAX 052-954-6942 Eメール toshi@pref.aichi.lg.jp